

「いっぴんやまなし」における特産品等の取扱要領

平成29年9月8日改正
山梨県商工会連合会

「いっぴんやまなし」における特産品の取扱いは、以下の要領により実施する。

1. 特産品等の選定基準

(1) 出展事業者

「いっぴんやまなし」に特産品等を出展することができる者は、原則として商工会地区内の事業者(商工会、組合、第3セクター等を含む。)(以下「事業者等」という。)とする。

(2) 特産品等の選定基準

「いっぴんやまなし」に出展することができる特産品は、次の①～②の要件のいずれかを満たし、かつ、③～⑮の要件の全てを満たす特産品等とする。

(ただし、販売店舗の地元業者の商品とバッティングするものは、以下の条件を満たしていても販売できない場合があるのであらかじめ留意すること)

- ① 商工会の指導助言のもとに開発された特産品等であること。
- ② 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
- ③ 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
- ④ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
- ⑤ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
- ⑥ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
- ⑦ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
- ⑧ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
- ⑨ 公序良俗に反しない特産品等であること。
- ⑩ ナショナルブランド(大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている)でないもの。
- ⑪ 高額商品でないこと。
- ⑫ 主たる原料が外国産のものでないこと。
- ⑬ 見本展示のみの対応は不可。
- ⑭ 販売店舗の客層に合った特産品等であること。
- ⑮ 商工会が推薦する「いっぴんやまなし」の商品としてふさわしいものであること。

2. 出展の申請及び許可

(1) 出展の申請

「いっぴんやまなし」に出展を希望する事業者等は、別紙様式(事業所登録票・商品リスト)により、商工会を経由して、山梨県商工会連合会(以下「県連」という。)に申請するものとする(場合によっては商品見本を添付する。その場合は、県連から商工会又は事業所等に連絡する。)

なお、申請があった商品については、県連が設置する又は今後設置予定の販売店舗全てに出展を申し込んだものとして取り扱う。

また、登録票を提出済みの事業所等が、新たな商品を出展したい場合は、その都度、新商品の商品リスト作成し、県連に提出するものとする。

(2) 出展の許可

事業者等から出展の申請があった場合は、県連・管理委託業者・販売店舗等において、前記1.の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し、その結果については、県連より商工会に連絡する。

なお、出展の許可があった場合でも、売上の状況等によっては、途中で販売を見合わせていただく場合もある。

※冷凍・冷蔵商品は「いっぴんやまなし」では陳列スペースがないので、販売店舗と相談の結果、出展できない場合がある。

3. 出展前点検のお願い

出展を希望する事業者、および商品について、商工会の担当者が前記1.「特産品等の選定基準」に合致しているか、必ず出展前に精査すること。

4. 販売催事コーナーについて

「道の駅とよとみ」の入り口前は、出展業者の直接販売催事スペースとして活用することが可能であるので、出展を希望する事業者等は、商工会を経由して、県連に申請する。

(出展条件)

- ① 事業者の直接販売とする。
- ② 販売催事コーナーは、原則として、テント(1間×1.5 間)のスペースに販売台(W90cm×D45cm)を使用。
- ③ 酒類、要冷蔵品、冷凍品の商品は、販売免許・販売設備上の問題で販売できない。

5. 販売手数料及び負担金

販売店舗		道の駅とよとみ	銀河の駅にらさき	ほつたらかし温泉道の駅こすげ 道の駅しもべ
		販売形態・委託販売		
いっぴんやまなし コーナー	販売店舗 手数料	税込売上高×23% ※非食品については、 税込売上高×25%	税込売上高×15%	税込売上高×23%
	県連負担金	税込売上高×2%	税込売上高×2%	税込売上高×2%
販売催事コーナー	販売店舗 手数料	税込売上高×23% ※非食品については、 税込売上高×25% (テント料は無料)		
支払い		毎月末締翌月払い (売上金より相殺)	毎月末締翌々月払い (売上金より相殺)	毎月末締翌月払い (売上金より相殺)

6. 売上金の送金

出展期間中の特産品等の売上金は、事業者等の指定する金融機関に送金するものとする。この場合、前記5.に規定する手数料、負担金、販売店舗からの送金手数料(売上が

あった事業者で按分)を税込み売上金から差し引くものとする。

7. 販売価格

特産品等の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とする。また、高額な商品ではないこと。

8. 特産品の表示等

昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされている。

「曖昧な表示」、「誇大な表示」、「薬事法に抵触する表示」、「原産国表示」、「製造年月日」、「賞味期限」、「消費期限」、「アレルギー起因物質表示」について、厳に留意すること。

9. 特産品等の搬送費

出展事業者の負担とする。

10. 管理全般

商品の発注、納品、陳列、在庫管理等商品及び売場の管理全般は、県連が契約する委託業者が行う。商品の発注は、原則として委託業者から事業者等に連絡するので、速やかに委託業者へ納品(配送)すること

平成29年6月から、以下の業者に委託する。

(委託業者)

株式会社ITKプランニング 担当:田中

〒400-0114 山梨県甲斐市万才 318-1

TEL:055-234-5233(090-5308-8891) FAX:055-234-5236

E-mail アドレス:tanaka@kaiji-shop.jp

(委託内容)

- ①商品の発注・納品・陳列
- ②陳列管理(コーナーの清掃・整理整頓)
- ③在庫管理
- ④コーナーの演出やプライスカード・POPの作成設置等、販売促進を図る取組み
- ⑤販売実績分析及び消費動向分析に基づく商品改善提案
- ⑥前各項に付随・関連する行為

11. 事業者等の費用負担義務

次に掲げる費用は、事業者等が負担するものとする。

- ① 直接販売等のために事業者等が派遣する要員に関する費用。
- ② 事業者等の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展特産品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用。
- ③ 商品の品質等の不具合により、消費者、販売店舗に損害を与えたとき。
- ④ その他販売店舗や県連が、事業者等が負担することが妥当であると認める費用。

12. 出展の取消、および制限

県連は、下記の事由等により売場運営に支障をきたす恐れがある場合は、出展を取り消すことができるものとする。

- ① 本要領に違反したとき。
- ② 円滑な受注・納品がなされないとき。
- ③ 売上の状況等が良くないとき(消費者の支持を得られない等)。

13. 損害賠償

事業者等は、前記 12. に掲げる事由により出展の取消し、および出展制限を受けたときは、遅滞なく特産品等を撤収しなければならない。この場合、事業者等は損害賠償、その他の請求をすることができない。

14. トラブル等の対応について

商品に関するトラブルについては、出展者が顧客と誠意ある対応を行う。販売店舗、及び県連では一切関知しない。また、発生したトラブルについては、内容、対応結果を「クレーム報告書」により必ず委託業者へ連絡する。

15. その他

本要領に定めのないもので、出展等に関し必要な事項は、県連、委託業者、販売店舗で協議のうえ定めるものとする。

(別紙様式)

様式—1 登録票

様式—2商品リスト

様式—3クレーム報告書